

屋外広告物とは・・・

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板・立て看板・はり紙・広告塔・広告板などをいいます。

屋外広告物というと、営利を目的とした商業広告がすぐ頭に思い浮かびますが、文字で表示されていない絵や、シンボルマーク等も表示する内容にかかわらず、具体的なイメージを表しているものであれば屋外広告物になります。

屋外広告物は、まちを訪れるひとを適切に案内したり、商品の情報を提供したりと、みなさんの生活にかかせないものとなっておりますが、一方では、まちの景観に多大な影響を与えるため、周囲の環境との調和が求められます。

また、屋外広告物が適正に設置、管理されないと、落下や倒壊により、みなさんに危険が及ぶだけでなく、まちの美観を損ね、不快感を与えることになりかねません。

そこで、屋外広告物については、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例により、良好な景観の形成と風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、設置や管理について規制をしています。具体的には、屋外広告物が出せない地域や物件の設定、広告物の大きさや設置できる高さ等の基準を定めています。

板橋区内で屋外広告物を設置するときは、この条例に基づき、区の許可が必要となります（許可申請には事務手数料がかかります）。ただし、基準を守って設置されている個人の住宅や事業所等の表札（屋外広告物にあたりません）、商店等の小さな看板等、許可のいらぬものもあります。

表示する場所や広告物の種類により、必要な手続きや許可の基準が異なりますので、くわしくは事前にご相談ください。

東京都内で、屋外広告物の設置工事を行う事業者は、東京都へ屋外広告業の登録をする必要があります。みなさんが設置工事を依頼される際は、登録がなされている事業者かどうか確認してください。

安全できれいな板橋区を守るためにも、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

【担当課係・電話番号】

土木部管理課占用係 **☎03-3579-2505**

